

団体定期保険年金払特約の源泉徴収額等の誤計算について

住友生命保険相互会社（社長 佐藤 義雄）では、団体定期保険年金払特約の一部のご契約において、源泉徴収額等を誤って計算していたことが判明いたしました。

このような事態が発生し、お客さまならびに関係者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 概要

平成15年4月に導入した団体定期保険の年金払特約管理システムにおいて、年金額に係る課税対象金額を算定するにあたって、必要経費割合算出時の端数処理の計算プログラムに誤り（※）があることが判明いたしました。

これにより、一部のご契約について、必要経費金額を1%分過少に計算しており、年金のお支払時に源泉徴収を行っている場合（課税対象金額が25万円以上）は源泉徴収税額が過徴収となっており、確定申告をされている場合は過納税の可能性がございます。

（※）必要経費割合算出時の端数処理に関する正誤事例

正：小数点第3位以下切り上げ 0.7801 → 0.79 必要経費割合79%

誤：小数点第3位切り上げ 0.7801 → 0.78 必要経費割合78%

「小数点第3位が0、かつ第4位以下に1から9の数値がある」ケースで相違が発生

【影響範囲】

・源泉徴収税額が過徴収となっているお客さま	15名（金額 770,837円）
・上記以外で、年金支払証明書の必要経費金額が過少案内となっているお客さま	26名

2. お客さまへの対応

上記のお客さまについては、速やかに本件発生のお詫びおよび以下の対応内容のご説明を記載したご案内文書を郵送させていただきます。

- ・源泉徴収税額が過徴収となっているお客さまに対しては、過徴収相当金額に遅延利息（法定利率6%）を付与した額を弁償金としてお支払いします。
- ・上記以外の年金支払証明書の必要経費金額が過少案内となったお客さまに対しては、正当金額をご案内するとともに、確定申告をされていたお客さまについては、お客さまの手続き軽減のため、確定申告された内容が確認できる書類をご提示いただくことで、過納税金額相当額に遅延利息（法定利率6%）を付与した額を弁償金としてお支払いします。

3. 発生原因と再発防止策

システム導入時における検証が十分でなかったことに起因したものであり、今後こうした事態が発生しないよう、システム導入時やプログラム変更時における検証体制を一層強化していくことで、再発防止に努めてまいります。

<お客さま専用 お問い合わせ窓口>

住友生命保険相互会社 団体保険支払室 総括グループ

電話番号：0120-307-545（通話料無料）

受付時間：月～金曜日（祝日除く）9:00～17:00

以上